

平成27年2月6日

平成26年度第9回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開 会

第8回審議会会議録の確認について

2 議 題

平成27年度一般廃棄物処理計画の策定について（審議）

3 その他

平成 27 年度一般廃棄物処理計画（案）

循環型都市小金井の形成
～ごみゼロタウン小金井を～

平成 27 年 4 月 1 日
小金井市環境部ごみ対策課

目 次

はじめに	1
第1 平成26年度一般廃棄物処理計画の実施状況	2
1 平成26年度ごみ・資源物処理（処分）量	2～3
2 平成26年度一般廃棄物処理計画に揚げた施策	4～6
第2 平成27年度ごみ処理計画	7
1 ごみ処理計画	8
2 平成27年度減量目標	9～10
3 施策の展開	11～15
第3 ごみ処理体制	16
1 家庭系一般廃棄物	16～18
2 事業系一般廃棄物	19～20
第4 市民・事業者・行政の役割	21
1 市民の役割	21
2 事業者の役割	21～22
3 行政の役割	22
第5 ごみ処理施設の維持・管理に関する事項	22
1 不燃・粗大ごみ処理施設	22
2 最終処分場・エコセメント化施設	22～23
第6 動物の死体処理について	23
1 市へ届け出るもの	23
2 市が収集するもの	23
3 処理方法	23
第7 し尿及び浄化槽汚泥の処理について	23
1 収集及び運搬	23
2 し尿及び浄化槽汚泥の処理	24
第8 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について	24
1 市が収集しない一般廃棄物について	24
2 処理方法の変更	24

別紙 平成27年度一般廃棄物処理計画 ごみ処理フロー図

発生抑制に最優先に取り組み最大限のごみ減量を

はじめに

小金井市(以下、「本市」という。)では、日野市及び国分寺市との3市共同による可燃ごみの安定的な処理体制についての方向性が定まったことから、「小金井市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(計画期間は平成18年度から平成27年度まで)について、計画を1年早め、平成27年度から10年間の計画である「小金井市一般廃棄物処理基本計画」(以下、「基本計画」という。)を策定しました。

基本計画では、限りある資源を大切に使い、循環利用、有効活用に努め、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成するため、「循環型都市小金井の形成～ごみゼロタウン小金井を～」を目指して、発生抑制を最優先とした3R*の推進及び安全・安心・安定的な適正処理の推進を基本方針として定め、本市のごみ処理施策の展開や中長期的な展望などを踏まえて、市民・事業者・行政が相互に協力・連携した取組を実践することとしています。

現在、本市の可燃ごみ処理については、日野市及び国分寺市との3市共同による新可燃ごみ処理施設の平成31年度中の稼働を目指した整備事業を実施していますが、新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間は、引き続き、その処理を多摩地域の自治体及び一部事務組合にお願いしなければなりません。また、本市の資源化することができない不燃系ごみの一部及び可燃ごみ処理後に発生した焼却灰については、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する二ツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設(日の出町)において最終処分しています。循環型社会の形成を目指すとともに、施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減できるように、引き続き、ごみの減量に努めていくことが必要です。

この場を借りて、本市の可燃ごみの処理をお願いしている施設周辺住民、多摩地域の自治体及び一部事務組合の関係者並びに最終処分場の所在する日の出町住民に深く感謝申し上げます。

こうした状況を踏まえ、基本計画に基づき、「循環型都市小金井の形成～ごみゼロタウン小金井を～」に向けて、市民・事業者・行政が一体となって発生抑制に最優先に取り組むことで最大限のごみ減量を目指すこととし、平成27年度一般廃棄物処理計画を策定します。

* 3Rとは、「リデュース(Reduce)=発生抑制、リユース(Reuse)=再使用、リサイクル(Recycle)=再生利用」という言葉の頭文字の“3つのR”をとって作られた言葉です。本計画においては、3Rを「発生抑制」「リユース」「リサイクル」と表記します。

第1 平成26年度一般廃棄物処理計画の実施状況

1 平成26年度ごみ・資源物処理（処分）量

(1) 可燃系ごみ、不燃系ごみ

平成26年度一般廃棄物処理計画では、可燃系ごみは対前年度（平成25年度）実績処理（処分）量に対し5%減、不燃系ごみは対前年度（平成25年度）実績処理（処分）量に対し1%減を減量目標としました。

可燃系ごみについては、平成26年度処理（処分）量（推定）は12,710tの見込みであり、対前年度（平成25年度）実績処理（処分）量に対し約0.3%減で、平成26年度の減量目標5%減は達成できない見込みです。

不燃系ごみについては、平成26年度処理（処分）量（推定）は4,666tの見込みであり、対前年度（平成25年度）実績処理（処分）量に対し約0.3%増で、平成26年度の減量目標1%減は達成できない見込みです。

(2) 資源物

平成26年度処理（処分）量（推定）は9,618tの見込みです。平成25年度は9,677tでした。

(3) 目標達成に向けた課題

更なるごみ減量に向けては、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、行動することが重要となります。市民は、ごみを排出する当事者であるという自覚と責任を持って行動し、発生抑制（ごみになるものは買わない・もらわない、食品ロスの削減など）、リユース（不用となったものは必要な人に譲るなど）、リサイクル（資源物の分別徹底など）などの取組を実践することが大切です。事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、法令を遵守した適正な処理を推進するとともに、事業活動においては、レジ袋の削減、簡易包装の推進、環境に優しい商品の提供などに取り組むことが大切です。行政は、市民・事業者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるようなコーディネートを行うなど施策の展開を図ることが大切です。

また、本市では様々なごみの減量及び資源化の推進への取組を実施していますが、人口増や転出入者が多いという特性もあることから、全ての市民にその取組が十分に浸透しているとは言い難い現状があります。各施策について、一人でも多くの市民にご理解・ご協力をしていただくためには、広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用した啓発活動を強化するとともに、新たな施策の展開を図ることが大切です。

平成26年度ごみ・資源物処理（処分）量

（単位：t）

分別区分		処理（処分）方法		平成26年度 処理（処分）量 （推定）	平成25年度 処理（処分）量 （実績）
可燃系 ごみ	燃やす ごみ	焼 却		12,521	12,557
	粗大ごみ （可燃系）	木質系粗大ごみをサーマルリサイクル *1		133	132
		布団をサーマルリサイクル		56	56
	小 計			12,710 (△0.3%)	12,745
不燃系 ごみ	燃やさない ごみ	資源化	鉄など金属を資源化	418	426
			燃やさないごみ、粗大ごみ （不燃系）を破碎後、選別し た廃プラスチック類などをケ ミカルリサイクル*2	1,290	1,224
	粗大ごみ （不燃系）	破碎・ 選別	燃やさないごみ、粗大ごみ（不燃系） を破碎後、選別した廃プラスチック 類などをサーマルリサイクル	766	796
			埋 立	30	44
	プラスチック ごみ	選別	プラスチック製容器包装につ いては、容器包装リサイクル 法に基づく資源化	1,738	1,753
			廃プラスチック類をケミカル リサイクル	424	410
	小 計			4,666 (0.3%)	4,653
	有害ごみ	一部資源化・埋立		38	38
資源物	資源化		9,618	9,677	
合 計			27,032 (△0.3%)	27,113	

（算出方法）

平成26年度処理量(推定)は、平成26年10月末までの実績を基に、ごみ・資源物として市の収集（回収）及び集団回収で回収されたもの並びに市長の指定した場所などへ搬入した事業系ごみが、全てそれぞれ焼却又は資源化など処理されるものとして算出しました。平成25年度人口（10月1日現在）：117,116人、平成26年度人口（10月1日現在）：117,272人。

*1：サーマルリサイクルとは、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用することをいう。

*2：ケミカルリサイクルとは、化学原料としてリサイクルすることをいう。（ガス化など）

2 平成 26 年度一般廃棄物処理計画に揚げた施策

平成26年度一般廃棄物処理計画では、ごみの減量及び資源化の推進に向けて、優先して取り組む施策及び充実させて取り組む施策を掲げました。各施策の実施状況は、以下のとおりです。

<優先して取り込む施策>

施策内容		主な施策（10 月末時点）
ア	燃やすごみに含まれる難再生古紙を拠点回収し、廃棄物の適正処理及び資源の有効利用の確保を図る。（取組内容：拠点回収の実施による難再生古紙の分別徹底を推進）	<ul style="list-style-type: none"> ・難再生古紙拠点回収の実施（9箇所） ・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（2回） ・市ホームページでの周知（随時）
イ	希望者に対し、リユース食器の貸出しを実施することにより、燃やすごみ及び不燃系ごみの発生抑制を図る。（取組内容：広報媒体の活用による町会・自治会・子供会などへの貸出しの推進）	<ul style="list-style-type: none"> ・リユース食器無料貸出しの実施（12件） ・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（2回） ・市ホームページでの周知（随時）
ウ	不燃系ごみに含まれる使用済小型電子機器などを別途回収し、廃棄物の適正処理及び資源の有効利用の確保を図る。（取組内容：組成分析結果を基に方針を策定）	<ul style="list-style-type: none"> ・中間処理場にて選別・回収（実施予定）
エ	子ども向け減量キャラクターを使用した、市立小・中学校や子供会への環境教育及び自治会やその他団体へ向けた啓発活動を充実させる。（取組内容：出張講座の実施による主に幼児・児童とその保護者への啓発強化）	<ul style="list-style-type: none"> ・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（1回） ・市ホームページでの周知（随時） ・学習機会への参加及び学習の場の提供（24回） ・ごみ減量キャンペーンを実施（8回） ・イベントへの出展（ごみ分別クイズの実施・生ごみの水切り体験・アニメーションDVDの上映・パネルの展示）（3回）
オ	ごみ減量に対する理解と関心を深めることを目標に、「ごみ減量かるた」を用いた啓発活動を実施する。（取組内容：出張講座の実施による主に児童・生徒とその保護者への啓発強化）	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量かるたを用いた出張講座（実施予定）
カ	水切りの重要性を周知徹底するため、水切りによる相乗効果を含めた効果的な啓発を行い、燃やすごみの減量を図る。（取組内容：チラシの全戸配布及び出前講座や市内イベントなどでの啓発強化）	<ul style="list-style-type: none"> ・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（2回） ・市ホームページでの周知（随時） ・学習機会への参加及び学習の場の提供（24回） ・ごみ減量キャンペーンを実施（8回） ・イベントへの出展（生ごみの水切り体験）（2回） ・チラシの全戸配布（実施予定）

キ	<p>集合住宅所有者又は管理会社などとの連携及び啓発活動を強化し、転入者や単身者の多い集合住宅における持続的かつ有効な排出指導の在り方を検討し、ごみ減量及び資源物の分別の周知徹底を図る。（取組内容：集合住宅に係る関係者及び大学などとの連携による排出指導及び啓発強化）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（1回） ・市ホームページでの周知（随時） ・集合住宅に係る関係者との連携による排出指導及び啓発強化（随時） ・大学などとの連携による啓発強化（1件） ・転入窓口にて、ごみ・リサイクルカレンダー及びチラシの配布並びにDVDの上映（随時）
---	---	--

<充実させて取り組む施策>

	施策内容	主な施策（10月末時点）
ア	<p>生ごみ堆肥化事業の更なる充実を図るため、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の新規申請者の拡大及び購入後の使用方法などに係る広報を行う。（取組内容：チラシの全戸配布及び使用実態の把握による申請者拡大施策の展開）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（1回） ・市ホームページでの周知（随時） ・家庭用生ごみ減量化処理機器購入費補助（164件交付） ・チラシの全戸配布（実施予定） ・利用者アンケート（実施予定）
イ	<p>市立小・中学校の乾燥型生ごみ処理機を有効活用し、地域ボランティアと連携して生ごみ市民投入を広め、燃やすごみの減量を図る。（取組内容：ごみゼロ化推進委員会を中心とした地域ボランティアへの行政サポートを推進）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（2回） ・市ホームページでの周知（随時） ・夏休み生ごみ投入リサイクル事業の推進（投入者延数2,250人） ・市民の自主的な取組である土曜日生ごみ投入リサイクル事業の支援（随時） ・ごみゼロ化推進委員会を中心とした地域ボランティアへの行政サポート（随時）
ウ	<p>町会・自治会・集合住宅などへの大型生ごみ処理機の利用の促進を図るため、利用者の役割を明確化するなど実情を踏まえた自主的な取組を促す。（取組内容：補助金交付要綱の整備による大型生ごみ処理機の導入）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（2回） ・市ホームページでの周知（随時）
エ	<p>JA・市内農産物取扱店と行政との連携により、食品リサイクル堆肥で育てた農産物の流通を促進し、地域循環型社会の構築に努める。（取組内容：有機性資源の有効活用による地域の農業者や市民による循環的利用を推進）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農業従事者やJAとの連携（随時）
オ	<p>一般家庭から排出される剪定枝を資源化し、燃やすごみの減量を図る。（取組内容：広報媒体の活用による剪定枝の分別徹底を推進）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（1回） ・市ホームページでの周知（随時）

カ	粗大ごみの再生及び販売によるリユース・リサイクルの促進を図る。（取組内容：リサイクル事業所*との連携によるリユース・リサイクルの推進）	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル事業所との連携（随時） *公益社団法人小金井市シルバー人材センターが運営する事業所。本市とシルバー人材センターにおいて「リサイクル事業に関する協定書」を締結している。
キ	再使用可能なくつ・かばん類を市施設にて回収し、資源の有効活用を推進する。（取組内容：広報媒体の活用によるくつ・かばん類の分別徹底を推進）	<ul style="list-style-type: none"> ・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（1回） ・市ホームページでの周知（随時） ・専門雑誌での事例紹介（1回）
ク	各団体が取り組む集団回収の実施状況を広報するなどの行政サポートにより、ごみ減量及び資源化における市民意識の向上並びに活動の活性化を図る。（取組内容：広報媒体の活用による町会・自治会・子供会などへの啓発強化）	<ul style="list-style-type: none"> ・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（1回） ・市ホームページでの周知（随時）
ケ	リサイクル推進協力店認定事業所数を拡大し、市民及び販売事業者との協働によるごみの発生抑制並びにごみ減量意識の向上を図る。（取組内容：事業所への積極的な周知による認定事業所数 10 店舗への拡大を推進）	<ul style="list-style-type: none"> ・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（1回） ・市ホームページでの周知（随時） ・認定事業所拡大へ向けた働きかけ（随時）（10 月末現在の認定事業所数は 6 事業所）
コ	販売事業者（コンビニ・スーパーなど）の特定容器など（ペットボトル・トレイ・空き缶・紙パックなど）の自主的な回収・処理の拡充を図る。（取組内容：店舗への積極的な周知による自主的な回収・処理を促進）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が自主回収・自主処理を行うための店頭回収実施に向けた働きかけ（随時）
サ	事業所から排出されるごみのサンプル調査により、ごみの分別状況を把握し、発生抑制及び資源化の推進を図るとともに、適正な排出及び処理に係る指導などの実践に向けた指針の策定に着手する。（取組内容：一般廃棄物収集運搬業許可業者との情報共有による事業所への指導強化）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所への個別指導実施（随時）
シ	ごみ相談員制度の認知度を向上させるとともに、ごみ分別の重要性及び有用性に係る理解を深め、ごみ減量及び資源化を推進する。（取組内容：ごみゼロ化推進委員との連携によるごみ相談員制度の確立）	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみゼロ化推進員との情報交換（随時）
ス	市施設ごみゼロ化行動計画に基づき、市庁舎内及び公共施設のごみ排出量の更なる削減及び資源化率の向上を図る。（取組内容：市職員へのごみ減量及び資源化に向けた啓発の強化）	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内向け検査の実施（1回）

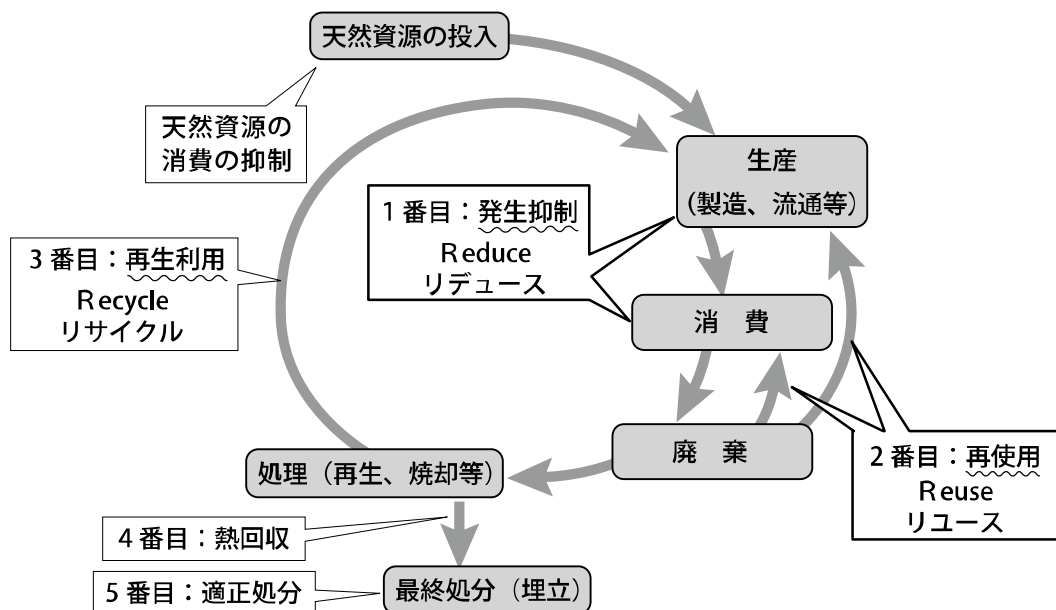
第2 平成27年度ごみ処理計画

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、良好な環境を次世代に引き継ぐためには、限りある資源を大切に使い、循環利用、有効活用に努め、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成することが求められています。

新たな可燃ごみ共同処理体制への移行に向けては、平成26年1月、日野市、国分寺市及び本市の3市にて、新可燃ごみ処理施設の整備によるごみ処理の広域化について基本合意し、「日野市 国分寺市 小金井市 新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書」を締結しました。この結果を踏まえ、本市は両市とともに新可燃ごみ処理施設の平成31年度中の稼働を目指し、整備事業を実施します。しかし、新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間は、引き続き、その処理を多摩地域の自治体及び一部事務組合にお願いしなければならないことから、更なるごみ減量に取り組み、施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減していくことが必要です。

また、本市の資源化することができない不燃系ごみの一部及び可燃ごみ処理後に発生した焼却灰については、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する二ツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設において最終処分しています。最終処分場の長期安定的な運営を図るためには、最終処分量の削減に取り組み、施設の所在する日の出町住民の負担を軽減していくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって、発生抑制に最優先に取り組み最大限のごみ減量を目指して、「発生抑制を最優先とした3Rの推進」に向けた施策を展開します。また、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階における円滑な廃棄物処理を行うため、「安心・安全・安定的な適正処理の推進」に向けた施策を展開します。更に、計画の遂行を支えるため、「廃棄物処理を支える体制の確立、生活環境保全の推進、計画の実効性を高めるための仕組み」に向けた施策を展開します。



1 ごみ処理計画

(単位：t)

分別区分		処理(処分)方法		平成27年度 計画処理(処分)量
可燃系 ごみ	燃やす ごみ	焼 却		12,464
	粗大ごみ (可燃系)	木質系粗大ごみをサーマルリサイクル*1		131
		布団をサーマルリサイクル		55
	小 計			12,650
不燃系 ごみ	燃やさない ごみ	資源化	鉄など金属を資源化	422
			燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破碎後、選別した廃プラスチック類などをケミカルリサイクル*2	1,212
	粗大ごみ (不燃系)	破碎・選別	燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破碎後、選別した廃プラスチック類などをサーマルリサイクル	788
			埋 立	41
	プラスチック ごみ	選別	プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく資源化	1,768
			廃プラスチック類をケミカルリサイクル	406
	小 計			4,637
有害ごみ	一部資源化・埋立		38	
資源物	資源化		9,678	
合 計			27,003	

(算出方法)

平成27年度計画処理量は、基本計画の計画初年度であることから基本計画との整合を図り、平成25年度処理量実績を基に、ごみ・資源物として市の収集(回収)及び集団回収で回収するもの並びに市長の指定した場所などへ搬入する事業系ごみが、全てそれぞれ焼却又は資源化など処理されるものとして算出しました。平成27年度人口(推定):117,695人。

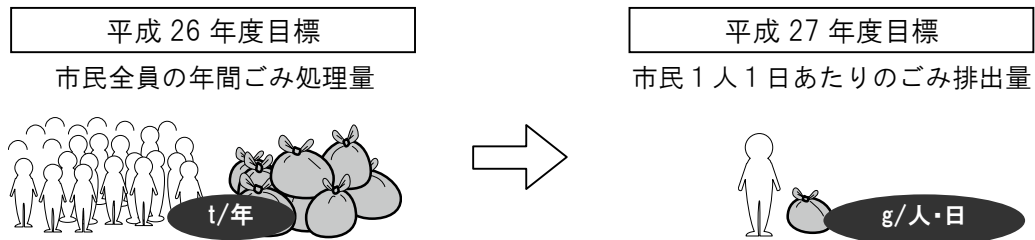
*1:サーマルリサイクルとは、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用することをいう。

*2:ケミカルリサイクルとは、化学原料としてリサイクルすることをいう。(ガス化など)

2 平成 27 年度減量目標

(1) 市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

平成27年度ごみ処理計画では、市民一人ひとりがごみ減量に取り組むための目安となるように、市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を4g減量することを目標として設定します。これは、基本計画において、平成36年度までに356g/人・日以下(基準年度(平成25年度)実績処理量から40g減量)を目指すとしていることから、平成26年度までの本市の減量努力を踏まえて、更なる減量を目指すものです。



【目標設定の考え方】

家庭系ごみを平成 27 年度減量目標として設定します。平成 27 年度減量目標 4 g のうち、燃やすごみを約 3 g、その他(燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ)を約 1 g の減量に向けて取り組みます。

	分別区分	市民 1 人 1 日あたりの排出量 (g/人・日)	
		平成 27 年度 (A)	平成 25 年度 (B)
家庭系ごみ	燃やすごみ	281.8	285
	燃やさないごみ	34.4	35
	プラスチックごみ	53.9	54
	粗大ごみ	20.9	21
	有害ごみ	1.0	1
	合計	392.0	396
		平成 27 年度減量目標 4 g (B) - (A)	
資源物	古紙・布・空き缶・びんなど		
集団回収	古紙・布・空き缶・びんなど		

<減量目標における重点項目>

※燃やすごみ

新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間は、引き続き、その処理を多摩地域の自治体及び一部事務組合にお願いしなければならないことから、施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減するため、更なる燃やすごみの減量に重点的に取り組みます。

※燃やさないごみ

最終処分場の長期安定的な運営を図り、更に、施設の所在する日の出町住民の負担を軽減するため、燃やさないごみの削減に重点的に取り組みます。

【目標達成に向けた取組事例】

○マイバッグの利用
(レジ袋1枚:約7g)



○マイボトルの利用
(テイクアウト用コーヒー
紙コップ1個:約12g)



○マイはしの利用
(割りばし1膳:約8g)



○ばら売り・量り売りの利用
○店頭回収の利用
(トレイ1枚:約3g)



(2) 埋立処分量

東京たま広域資源循環組合の定める配分量*未滿とすることを目標とし、これを平成27年度減量目標(41t)とします。

*配分量:東京たま広域資源循環組合構成各市の人口や過去の実績を基に、毎年定められる。

【市民・事業者・行政の取組】

目標達成に向けて、市民・事業者・行政は、それぞれの役割を認識し行動することが重要です。3者が相互に協力・連携することで、その取組は相乗的な効果を得ることができ、更なるごみ減量につながります。

市民

発生抑制

ごみになるものはもらわない・買わない(過剰包装やダイレクトメールは断る、余分なものや使い捨てのものは買わない、ばら売り・量り売りを利用する)、食品ロスの削減(食材を買い過ぎない・最後まで使い切る、料理は作り過ぎない・食べ残さない)、生ごみの水切り及び自家処理、マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用など

リユース

不用となったものは必要な人に譲る、壊れたものは修理して使用するなど

リサイクル

資源物の分別徹底、集団回収への参加、店頭回収の利用など

事業者

レジ袋の削減、簡易包装への取組、ばら売り・量り売りへの取組、食品ロスの削減、水切りの徹底、分別の徹底、環境に優しい製品の提供、トレイ・ペットボトルなど店頭回収への取組

行政

市民・事業者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるようなコーディネートや働きかけなど施策の展開

3 施策の展開

(1) 発生抑制を最優先とした3Rの推進

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、「ごみを出さないライフスタイルの推進、リユースの推進、分別の徹底、資源循環システムの構築、啓発活動の強化、環境教育・環境学習の推進、地域におけるひとつづくり・まちづくりの促進、拡大生産者責任の追及、事業活動における3Rの推進、市施設における3Rの推進」という10計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目（取組内容）	施策	実施目標
1 ごみを出さないライフスタイルの推進 【最優先強化】 (1)ライフスタイル変革への支援 (2)ごみになるものはもらわない・買わない取組の推進 (3)食品ロス削減の推進 (4)生ごみの水切り及び自家処理の推進 (5)マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用促進	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年2回
	市ホームページでの周知	随時
	学習機会への参加及び学習の場の提供	年40回
	ごみ減量キャンペーン（駅頭・イベント・店頭）	年15回
	イベントへの出展（アニメーションDVDの上映・パネルの展示・生ごみの水切りなど）	年2回
	チラシの全戸配布	年1回
	3R行動チェックシートの作成	新規
2 リユースの推進 【充実】 (1)リユースルートの構築と円滑な運用を推進 【強化】 (2)くつ・かばん類の有効活用 (3)リユース食器の有効活用 (4)リユース活動の支援と周知 【検討・開始】 (5)リユース施策の調査・研究	有効利用先の確保（リユースできるもの）	随時
	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年2回
	市ホームページでの周知	随時
	学習機会への参加及び学習の場の提供	年40回
	分別区分及び回収方法の見直しの検討	新規
	リユース食器無料貸出し	年20件
	リサイクル事業所との連携	随時
	フリーマーケットの支援	随時
	リユース施策の調査・研究	随時
3 分別の徹底 【充実】 (1)組成分析の実施 【強化】 (2)正しい分別方法の周知 (3)清掃指導員による分別指導の徹底	組成分析	年4回（可燃） 年2回（不燃）
	ごみ・リサイクルカレンダーでの周知	年1回
	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年2回
	市ホームページでの周知	随時
	学習機会への参加及び学習の場の提供	年40回

	イベントへの出展（アニメーションDVDの上映・パネルの展示・ごみ分別クイズなど）	年2回
	チラシの全戸配布	年1回
	戸別訪問による分別指導	随時
	集合住宅に係る関係者及び大学などとの連携による排出指導	随時
	ごみ相談員との連携	随時
	スマートフォンを活用した周知方法の検討	新規
	分別方法の見直しの検討	新規
4 資源循環システムの構築	資源物戸別・拠点回収	随時
【強化】 (1)資源物戸別・拠点回収の充実 (2)資源化ルート of 構築と円滑な運用を推進 (3)生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の推進 (4)生ごみ堆肥化事業の推進 (5)枝木・雑草類・落ち葉の有効利用 【検討・開始】 (6)未活用資源の有効利用方策の調査・研究	有効利用先の確保（資源物）	随時
	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年2回
	市ホームページでの周知	随時
	学習機会への参加及び学習の場の提供	年40回
	チラシの全戸配布	年1回
	家庭用生ごみ減量化処理機器購入費補助	年350件交付
	補助金交付要綱の整備による大型生ごみ処理機購入費補助	年3件交付
	ごみゼロ化推進員との情報交換	随時
	夏休み生ごみ投入リサイクル事業の推進	投入者延数 2,500人
	市民の自主的な取組である土曜日生ごみ投入リサイクル事業の支援	随時
	地域の農業者やJA・市内農産物取扱店との連携	随時
	枝木・雑草類・落ち葉の回収方法の見直しの検討	新規
	使用済小型電子機器などを中間処理場にて選別・回収	新規
	難再生古紙拠点回収箇所の拡大	新規2箇所 (9箇所→11箇所)
	未活用資源の有効利用方策の調査・研究	随時
5 啓発活動の強化	ごみ・リサイクルカレンダーの作成及び掲載内容の工夫	年1回
【強化】 (1)広報媒体を活用した啓発活動の強化 (2)分かりやすい広報媒体の作成 (3)キャンペーンの実施 (4)イベントへの出展 (5)転入者への啓発強化 (6)効果的な啓発活動の調査・検討	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）の発行及び掲載内容の工夫	年4回
	市ホームページへの掲載及び掲載内容の工夫	随時
	学習機会への参加及び学習の場の提供	年40回
	チラシ・アニメーションDVD・冊子などの活用	随時

	ごみ減量キャンペーン（駅頭・イベント・店頭）	年 15 回
	イベントへの出展（アニメーションDVDの上映・パネルの展示・生ごみの水切りなど）	年 2 回
	集合住宅に係る関係者及び大学などとの連携による排出指導	随時
	他部署との連携強化	随時
	効果的な啓発活動の調査・検討	随時
	スマートフォンを活用した周知方法の検討	新規
6 環境教育・環境学習の推進	学習機会への参加及び学習の場の提供	年 40 回
【強化】 (1)小・中学校における環境教育の推進 (2)町会・自治会・子供会・その他団体などへの環境学習の推進 (3)情報の提供	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年 2 回
	市ホームページでの周知	随時
	広報媒体を活用した情報の提供	随時
7 地域におけるひとづくり・まちづくりの促進	ごみゼロ化推進会議（総会・全体会・役員会・運営委員会）の開催支援	随時
【強化】 (1)ごみゼロ化推進員による活動の推進 (2)ごみ相談員制度の認知度向上 (3)集団回収事業の支援 (4)市民・事業者・行政の連携体制の強化	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年 1 回
	市ホームページでの周知	随時
	ごみゼロ化推進員との情報交換	随時
	町会・自治会・子供会への働きかけ	随時
	地域ネットワークの構築	随時
8 拡大生産者責任の追及	国・都への働きかけ	随時
【強化】 (1)拡大生産者責任の追及 (2)事業者と行政の役割分担の見直し		
9 事業活動における 3 R の推進	個別指導	随時
【強化】 (1)事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の推進 (2)事業系ごみの発生抑制の推進 (3)事業系ごみのリユース・リサイクルの推進 (4)事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施 (5)リサイクル推進協力店の拡大 (6)店頭回収の推進	リサイクル推進協力店認定事業所の拡大	新規 4 事業所 (6 事業所→ 10 事業所)
	ごみ・リサイクルカレンダーでの周知	年 1 回
	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年 2 回
	市ホームページでの周知	随時
	自主回収・自主処理を行う店頭回収事業所の拡大	新規 2 事業所 (9 事業所→ 11 事業所)
10 市施設における 3 R の推進	庁内向け検査の実施	年 1 回
【強化】 (1)小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の推進	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）による公表	随時
【充実】 (2)進捗状況・実績報告の公表	市ホームページによる公表	随時

(2) 安心・安全・安定的な適正処理の推進

安心・安全・安定的な適正処理の推進に向けて、「安心・安全・安定的な収集運搬の推進、可燃ごみの共同処理に向けた整備、廃棄物関連施設の整備、最終処分量の削減」という4計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目（取組内容）	施策	実施目標
1 安心・安全・安定的な収集運搬の推進 【充実】 (1)安心・安全・安定的な収集運搬体制の確保 (2)ふれあい収集の推進	収集運搬体制の確保	随時
	ふれあい収集	随時
2 可燃ごみの共同処理に向けた整備 【最優先強化】 (1)新可燃ごみ処理施設の整備 (2)広域支援による可燃ごみの処理	日野市及び国分寺市との3市共同による一部事務組合の設立	7月
	日野市及び国分寺市との3市共同による必要な事務手続き	随時
	多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づく広域支援の依頼	随時
3 廃棄物関連施設の整備 【最優先強化】 (1)不燃・粗大ごみ中間処理場の更新 (2)廃棄物関連施設のあり方の検討	中間処理場施設更新に向けた計画の策定	随時
	廃棄物関連施設の将来の処理機能及び再配置のあり方の検討	随時
4 最終処分量の削減 【強化】 (1)最終処分量の最少化 (2)適正な分別排出 (3)広域的な連携	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年2回
	市ホームページでの周知	随時
	東京たま広域資源循環組合構成市としての責任履行	随時

(3) 廃棄物処理を支える体制の確立

廃棄物処理を支える体制の確立に向けて、「災害発生時の対応に向けた体制整備、多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携、収集・処理できない廃棄物への対応」という3計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目（取組内容）	施策	実施目標
1 災害発生時の対応に向けた体制整備 【充実】 (1)小金井市地域防災計画に基づく災害時体制の整備 (2)小金井市地域防災計画に基づく処理応援の要請	災害時体制の整備	随時
	「災害時における廃棄物の処理及び運搬の協力に関する協定書」を収集運搬業者と継続して締結	随時

<p>2 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携</p> <p>【強化】</p> <p>(1)多摩地域の自治体・一部事務組合との連携</p> <p>(2)国・都との連携</p>	<p>綿密な連携による情報の共有</p>	<p>随時</p>
<p>3 収集・処理できない廃棄物への対応</p> <p>【充実】</p> <p>(1)情報の提供</p> <p>(2)関係機関・処理業者との連携による受入体制の整備</p>	<p>広報媒体を活用した最新情報の提供</p>	<p>随時</p>
	<p>専門に取り扱う業者との情報交換</p>	<p>随時</p>

(4) 生活環境保全の推進

生活環境保全の推進に向けて、「不法投棄防止体制の確立、環境負荷低減の推進」という2計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目（取組内容）	施策	実施目標
<p>1 不法投棄防止体制の確立</p> <p>【充実】</p> <p>(1)パトロールの強化</p> <p>(2)不法投棄防止対策の推進</p> <p>(3)市民・事業者・その他関係機関との連携強化</p>	<p>定期的なパトロール</p>	<p>随時</p>
	<p>啓発看板（不法投棄厳禁、犬のフン禁止）の配布・設置など個別案件への対応</p>	<p>随時</p>
	<p>市民・事業者・その他関係機関との連携強化</p>	<p>随時</p>
<p>2 環境負荷低減の推進</p> <p>【充実】</p> <p>(1)収集車両への低公害車の導入</p> <p>(2)グリーン購入の推進</p>	<p>低公害車の積極的な導入及び要請</p>	<p>随時</p>
	<p>グリーン購入</p>	<p>随時</p>

(5) 計画の実効性を高める仕組み

計画の実効性を高めるための仕組みづくりに向けて、「計画の進行管理の実施、ごみ処理コストの検証」という2計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目（取組内容）	施策	実施目標
<p>1 計画の進行管理の実施</p> <p>【強化】</p> <p>(1)進捗状況の点検・評価</p>	<p>自己評価及び小金井市廃棄物減量等推進審議会にて点検・評価</p>	<p>随時</p>
<p>2 ごみ処理コストの検証</p> <p>【充実】</p> <p>(1)一般廃棄物処理事業に係るコストの情報公開</p> <p>(2)環境基金の有効活用</p>	<p>情報の公開</p>	<p>随時</p>
	<p>環境基金の有効活用</p>	<p>随時</p>

第3 ごみ処理体制

1 家庭系一般廃棄物

(1) 戸別収集(回収)

本市では、家庭から排出される廃棄物を、「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「プラスチックごみ」「粗大ごみ」「有害ごみ」「資源物」の区分に分類しています。分別区分ごとに排出されたものは、戸別収集(回収)しています。戸建て住宅では道路に面した建物敷地内の収集しやすい場所に、集合住宅では敷地内の専用ごみ集積所に、朝8時30分までに排出されたものを収集(回収)しています。

家庭系一般廃棄物のうち「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「プラスチックごみ」は、家庭用市指定収集袋を使用して排出することとしています。ごみ・資源物の分別区分、内容、回数/体制、排出方法は、以下のとおりです。

分別区分	内容	回数/体制	排出方法	
燃やすごみ	生ごみ・衛生上燃やすもの・特殊な紙・落ち葉(2袋まで)など	週2回/委託	市指定収集袋(黄)	
燃やさないごみ	ゴム製品・ガラス類・せともの・小型家電製品など	2週に1回/委託	市指定収集袋(青)	
プラスチックごみ	プラマークの有無に関わらず材質が100%プラスチック製品のもの	週1回/委託	市指定収集袋(青)	
粗大ごみ	家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など	随時/委託	<申込制> 粗大ごみ処理券	
有害ごみ	乾電池・蛍光管・ライター・水銀体温計・電球型蛍光管	2週に1回/委託	透明又は半透明の袋	
資源物	びん	ガラスびん(飲料用・食料品用)	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	スプレー缶	スプレー缶・エアゾール缶・卓上カセットボンベなど	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	空き缶	アルミ缶・スチール缶(飲料缶・菓子缶・茶缶など)	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	金属	鍋・やかん・フライパンなど	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用(醤油・みりんなど)	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	古紙・布	新聞	週1回/委託	紙ひもで縛る
		段ボール	週1回/委託	紙ひもで縛る
		雑誌・ざつがみ	週1回/委託	雑誌 紙ひもで縛る ざつがみ 雑誌の間に挟み込むか、紙袋などにまとめて入れる
		紙パック	週1回/委託	紙ひもで縛る
		シュレッダー紙	週1回/委託	透明又は半透明の袋
布	週1回/委託	透明又は半透明の袋		

資源物	枝木・雑草類・落ち葉	枝木（1本の長さ1m以内・1本の直径15cm以内・束の大きさ30cm程度まで）・雑草類・落ち葉	指定日/直営・委託	<申込制> 枝木 ひもで縛る（1束から） 雑草類 透明又は半透明の袋（1袋から） 落ち葉 透明又は半透明の袋（3袋から）
	乾燥生ごみ	家庭用電動生ごみ処理機により乾燥させた生成物	週1回/直営	<申込制> 市指定専用容器に入れる。

(2) 拠点回収

資源物の一部(空き缶、ペットボトル、びん、紙パック、乾燥生ごみ、トレイ、ペットボトルキャップ、くつ・かばん類、難再生古紙)については、拠点回収を実施しています。資源物の分別区分、内容、回数/体制は、以下のとおりです。

分別区分	内容	回数/体制	
資源物	空き缶	アルミ缶・スチール缶（飲料缶・菓子缶・茶缶など）	月2回/委託
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（醤油・みりんなど）	週3回/委託
	びん	ガラスびん（飲料用・食料品用）	月3回/委託
	古紙（紙パック）	紙パック	週1回/委託
	乾燥生ごみ	家庭用電動生ごみ処理機により乾燥させた生成物など	週2回/直営
	トレイ	発泡スチロール製トレイ	週3回/委託
	ペットボトルキャップ	ペットボトルのキャップ	週2回/直営
	くつ・かばん類	くつ類（左右ペア）・かばん類・ベルト・ぬいぐるみ	月1回/直営
	難再生古紙	防水加工された紙・感熱紙・写真・紙製緩衝材・アルミ付紙パックなど	週3回/委託・直営

(3) 適正処理方法

ごみ・資源物の適正処理方法は、以下のとおりです。

分別区分	中間処理		最終処理（処分）
	処理方法	処理場所	
燃やすごみ	支援先焼却施設で焼却（委託）		焼却灰をエコセメント化（二ツ塚廃棄物広域処分場）
燃やさないごみ	破碎・選別（委託）	金属・破碎後のプラスチック類など	・鉄・アルミなど金属を資源化（民間処理施設） ・破碎後のプラスチック類などをケミカルリサイクル（民間処理施設） ・破碎後のプラスチック類などをサーマルリサイクル（民間処理施設） ・一部は埋立（二ツ塚廃棄物広域処分場）

プラスチック ごみ	選別 (委託)	容器包装リサイクル法対象の廃プラスチック	民間処理施設	容器包装リサイクル法対象の廃プラスチックを公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、「容器包装リサイクル協会」という。）に引き渡し資源化
		容器包装リサイクル法対象外の廃プラスチック		容器包装リサイクル法対象外の廃プラスチックをケミカルリサイクル(民間処理施設)
粗大ごみ (可燃系)	破碎 (委託)	木質家具などは板状に分解 (ふとんは中間処理をしていない)	中間処理場	木質家具などをサーマルリサイクル(民間処理施設)
				ふとんをサーマルリサイクル(民間処理施設)
				再使用可能なものを修理し販売(リサイクル事業所)
粗大ごみ (不燃系)	選別・プレス (委託)	自転車・保管庫など大部分が金属のもの	中間処理場	自転車・保管庫など大部分が金属のものを資源化(民間処理施設)
	破碎・選別 (委託)	上記以外の複合素材・金属・破碎後のプラスチック類など		鉄・アルミなど金属を資源化(民間処理施設)
				破碎後のプラスチック類などをケミカルリサイクル(民間処理施設)
				破碎後のプラスチック類などをサーマルリサイクル(民間処理施設)
				一部は埋立(二ツ塚廃棄物広域処分場)
再使用可能なものを修理し販売(リサイクル事業所)				
有害ごみ	破碎・選別(委託)		中間処理場	一部資源化・埋立(民間処理施設)
びん	選別(委託)		民間処理施設	資源化(民間処理施設)
スプレー缶	穴あけ・プレス(委託)		中間処理場	資源化(民間処理施設)
空き缶	選別・プレス(委託)		空き缶・古紙等処理場	資源化(民間処理施設)
金属	選別(委託)		空き缶・古紙等処理場	資源化(民間処理施設)
ペットボトル	選別・プレス(委託)		空き缶・古紙等処理場	一部を容器包装リサイクル協会に引き渡し資源化
				一部を民間処理施設で資源化
古紙				資源化(民間処理施設)
布	選別(委託)		空き缶・古紙等処理場	資源化(民間処理施設)
枝木・雑草類・落ち葉	選別(委託)		民間処理施設	資源化(民間処理施設)
乾燥生ごみ				堆肥化(委託)
トレイ	選別・減容(委託)		民間処理施設	資源化(民間処理施設)
ペットボトルキャップ				NPO法人に寄付し資源化
くつ・かばん類	選別(直営)		空き缶・古紙等処理場	資源化(民間処理施設)
難再生古紙	選別(委託)		民間処理施設	資源化(民間処理施設)

2 事業系一般廃棄物

事業所から排出されるごみ・資源物については、事業者の責任において、自己処理が原則となります。独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。小金井市一般廃棄物収集運搬業許可業者は、以下のとおりです。

許可業者名	所在地	電話番号
(株)アクト・エア	神奈川県愛甲郡愛川町角田 3667	046-280-1112
(株)東緑化	八王子市犬目町 1077-6	042-654-2075
栄晃産業(株)	三鷹市牟礼 1-11-15	0422-48-2235
エコ丸信(株)	武蔵村山市伊奈平 2-27-5	042-520-8881
エルエス工業(株)	渋谷区千駄ヶ谷 3-2-8-503	03-5410-3627
(株)遠藤商会	埼玉県川越市大字下赤坂 627-7	049-266-9437
(株)加藤商事	狛江市東野川 2-14-2	03-3480-5111
関東緑花(株)	立川市栄町 4-2-44	042-522-4101
(株)木下フレンド	埼玉県所沢市東所沢和田 3-1-10	04-2944-3737
(株)光栄和	国立市富士見台 1-14-2	042-574-9600
近野 正志	小平市花小金井 7-2-8	042-341-7037
斎藤商事(株)	西東京市東伏見 4-9-10	042-465-8548
相模原紙業(株)	神奈川県相模原市中央区南橋本 1-18-15	042-773-3508
(有)さとみ企画	府中市住吉町 3-52-6	042-363-6228
(株)サムズ	千葉県松戸市松飛台 286-5	047-387-0142
(株)サン・エクスプレス	国分寺市並木町 3-7-2	042-329-4320
志賀興業(株)	三鷹市新川 4-1-11	0422-47-1414
(株)植寿園	府中市朝日町 1-20	042-365-6253
(株)総合整備	杉並区上荻 1-22-8	03-5347-2910
太誠産業(株)	豊島区南池袋 3-14-11 中町ビル	03-3989-0098
高杉商事(株)	小平市上水本町 4-9-24	042-321-2682
(株)田邊商店	立川市一番町 5-5-1	042-520-0075
(株)多摩フレッサ	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎 962-1	042-557-2220
中央資料(株)	千代田区岩本町 1-3-9	03-5822-1617
(株)調布清掃	調布市深大寺東町 5-8-1	042-485-1166
東和産業(株)	小平市花小金井 1-36-1	042-465-5514
(株)トリデ	府中市西原町 4-17-15	042-576-9750
(有)中川産業	立川市富士見町 1-2-6	042-529-3491
(株)根本造園	東久留米市南町 1-5-4	042-461-8142
比留間運送(株)	武蔵村山市中央 2-18-3	042-565-1336
(株)フクヤサービス	調布市富士見町 1-8-56	042-488-4469

(有)古川新興	府中市是政 3-65-1	042-365-2231
(株)武蔵野	中野区鷺宮 4-37-14	03-5356-6466
(株)武蔵野トランスポート	武蔵野市八幡町 1-5-2	0422-55-3091
(有)山下商事	東久留米市八幡町 2-11-53	042-473-3761
(有)屋満登興業	三鷹市中原 2-14-10	0422-49-3503
(株)吉野清掃	調布市布田 5-24-1	042-483-6259

平成 26 年 11 月末現在

ただし、1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所は、事業用指定収集袋により排出することができます。また、資源物の一部(古紙、枝木・雑草類・落ち葉)については、少量の場合に限り、無料で排出することができます。排出されたごみ・資源物は、家庭系ごみと併せて収集(回収)していることから、家庭系ごみに準じて適正処理を行います。事業用指定収集袋により排出することができる事業所(1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所)の排出方法は、以下のとおりです。

分別区分		排出方法
燃やすごみ		事業用市指定収集袋(赤)(紙おむつ含む、落ち葉(2袋まで)は除く)
燃やさないごみ		事業用市指定収集袋(青)
プラスチックごみ		事業用市指定収集袋(青)
粗大ごみ		—
有害ごみ		事業用指定収集袋(青)
資源物	びん	
	スプレー缶	
	空き缶	
	金属	
	ペットボトル	
	古紙・布	
枝木・雑草類・落ち葉		<申込制> 3束(袋)まで(2袋までの落ち葉は燃やすごみとして排出することができる)

第4 市民・事業者・行政の役割

1 市民の役割

市民は、ごみを排出する当事者であるという自覚と責任を持って行動し、発生抑制を最優先とした3R(発生抑制、リユース、リサイクル)の推進に取り組みます。

- (1) まずは、ごみになるものを元から減らす発生抑制に取り組みます。ごみになるものはもらわない・買わない取組(過剰包装やダイレクトメールは断る、余分なものや使い捨てのものを買わない、ばら売り・量り売りを利用するなど)、食品ロスの削減(食材を買い過ぎない・最後まで使い切る、料理は作り過ぎない・食べ残さないなど)、生ごみの水切り及び自家処理並びにマイバッグ・マイボトル・マイはしの利用など、ごみを出さない取組を実行します。
- (2) 次に、使えるものは何度でも使うリユースに取り組みます。不用になったものは必要としている人に譲る、壊れたものは修理して使用するなど、ものを大切に取る取組を実行します。
- (3) そして、資源になるものを捨てずに再生して利用するリサイクルに取り組みます。燃やすごみ、燃やさないごみ及びプラスチックごみには、まだ資源物の混入が見受けられることから、計画に沿った分別を徹底することで、「混ぜればごみ、分ければ資源」の取組を実行します。
- (4) トレイ・ペットボトル・紙パックなどについては、販売事業者が実施している店頭回収を利用します。
- (5) 市が収集しない一般廃棄物(24ページ参照)については、市の定める方法に従い適正処理します。

2 事業者の役割

事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、**拡大生産者責任に基づく責任を果たすとともに**、法令を遵守して、ごみを独自に又は他の事業者と共同して適正に処理します。また、事業活動においては、発生抑制を最優先とした3R(発生抑制、リユース、リサイクル)の推進に取り組みます。

- (1) 製品及び容器などの製造、加工並びに販売の際、それら製造、加工、販売されたものが廃棄物となった場合、適正処理が困難にならないような製品、容器などの製造、加工、販売及び修理体制の確保に取り組みます。
- (2) 事業系一般廃棄物は、生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬若しくは一般廃棄物処理施設にて処分し、又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に運搬させ市長の指定した場所若しくは一般廃棄物処理施設(オリックス資源循環株式会社(埼玉県寄居町)、株式会社アイル・クリーンテック(埼玉県寄居町)、株式会社アルフォ(大田区)、バイオエナジー株式会社(大田区)、株式会社ジェイ・アール・エス(埼玉県所

沢市)、有限会社ブライtpick(千葉県柏市)、株式会社フジコー(千葉県白井市)、エ
ルエス工業株式会社(栃木県那須塩原市)など)にて適正に処理します。

(3) レジ袋の削減、簡易包装への取組、ばら売り・量り売りへの取組、食品ロスの削減、水
切りの徹底に取り組めます。

(4) 販売事業者はトレイ・ペットボトル・紙パックなどの店頭回収に取り組めます。

3 行政の役割

市内大規模事業所である市の施設において、市職員は、廃棄物を排出する当事者で
あることを自覚し、自ら率先して発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組めます。市民
及び事業者に対しては、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた本市の取組の周知
徹底と施策の展開を図ります。また、収集運搬、中間処理、最終処分各段階における
円滑な廃棄物処理を行うため、安心・安全・安定的な適正処理を推進します。更に、計
画の遂行を支えるために必要な事項として、廃棄物処理を支える体制の確立、生活環境
保全の推進及び計画の実効性を高めるための仕組みづくりに取り組めます。市民・事業
者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるようなコーディネートや働きか
けを行っていきます。

第5 ごみ処理施設の維持・管理に関する事項

1 不燃・粗大ごみ処理施設

(1) 施設名称:小金井市中間処理場

(2) 所在地:小金井市貫井北町1-8-25

(3) 型式:高速回転複合式縦型破砕機

(4) 処理能力:30t/5h(30t/5h×1基)

(5) 現 状:

燃やさないごみと粗大ごみを破砕・選別処理をしている小金井市中間処理場は、平
成18年度及び平成19年度に臭気対策を第一義におおむね10年間の稼働に耐え得る
ように大規模改修工事を行いました。昭和61年12月の稼働以来28年が経過し、施
設全体の老朽化が進んでいます。今後、施設の更新に向け地域との協議を進めていく
予定です。本施設は、事務所棟にて見学者コース及び展示品の充実を図り、環境教
育・環境学習にも役立つ施設としています

2 最終処分場・エコセメント化施設

(1) 施設名称:日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場・東京たまエコセメント化施設

(設置主体:東京たま広域資源循環組合)

(2) 所在地:東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内

(3) 構成市：本市を含む多摩地域25市1町

(4) 現 状：

本市を含む多摩地域25市1町から排出されるごみは、焼却処理や破碎処理を経て日の出町にある二ツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設に搬入されています。破碎処理した不燃系ごみは埋立て、焼却灰はエコセメントにリサイクルされています。

平成10年1月の埋立開始時は埋立可能な量が約370万m³で、平成26年3月末までに全体の約44.6%に相当する量の埋立が終了しています。エコセメント事業は、焼却灰からエコセメントを生産し、幅広く生活の中に定着させることにより、処分場の延命を図っています。

しかし、不燃系ごみの埋立は、現在も継続して行われており、限りある処分場を有効に利用していかなくてはなりません。

本市では平成18年度から燃やさないごみの3分別収集を実施し、不燃系ごみの資源化に取り組み、埋立量の削減に努めています。

第6 動物の死体処理について

1 市へ届け出るもの

占有者が、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できない時は、市に届け出る必要があります。

2 市が収集するもの

- (1) 市に処理申込みがあったペットの死体
- (2) 飼い主不明の犬、猫などの死体

3 処理方法

動物の死体を扱う寺院に委託

第7 し尿及び浄化槽汚泥の処理について

1 収集及び運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集方法については、下表のとおりです。

し尿・ 浄化槽 汚泥	排出者	収集・運搬 見込み量 (kl/年)	収集地域	収集回数	収集方法
	一般家庭	77	市内全域	月2回	バキューム車による収集(委託)
	事業所			随時	

2 し尿及び浄化槽汚泥の処理

武蔵野市、小平市、東大和市、武蔵村山市及び本市の5市で構成する一部事務組合（湖南衛生組合）で共同処理します。

同組合処理施設は建設後50年以上経過し、老朽化が進んだことから改修工事が行われ、現在、処理能力を6kl/日に縮小し運転をしています。構成市における公共下水道の普及に伴い、し尿搬入量は年々減少しています。処理水は、混合水槽内で希釈し公共下水道に放流しています。

処理施設の概要は、次のとおりです。

- (1) 施設名称：湖南衛生組合し尿処理施設
- (2) 所在地：武蔵村山市大南5-1
- (3) 形式：希釈前処理方式
- (4) 処理能力：6kl/日

第8 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について

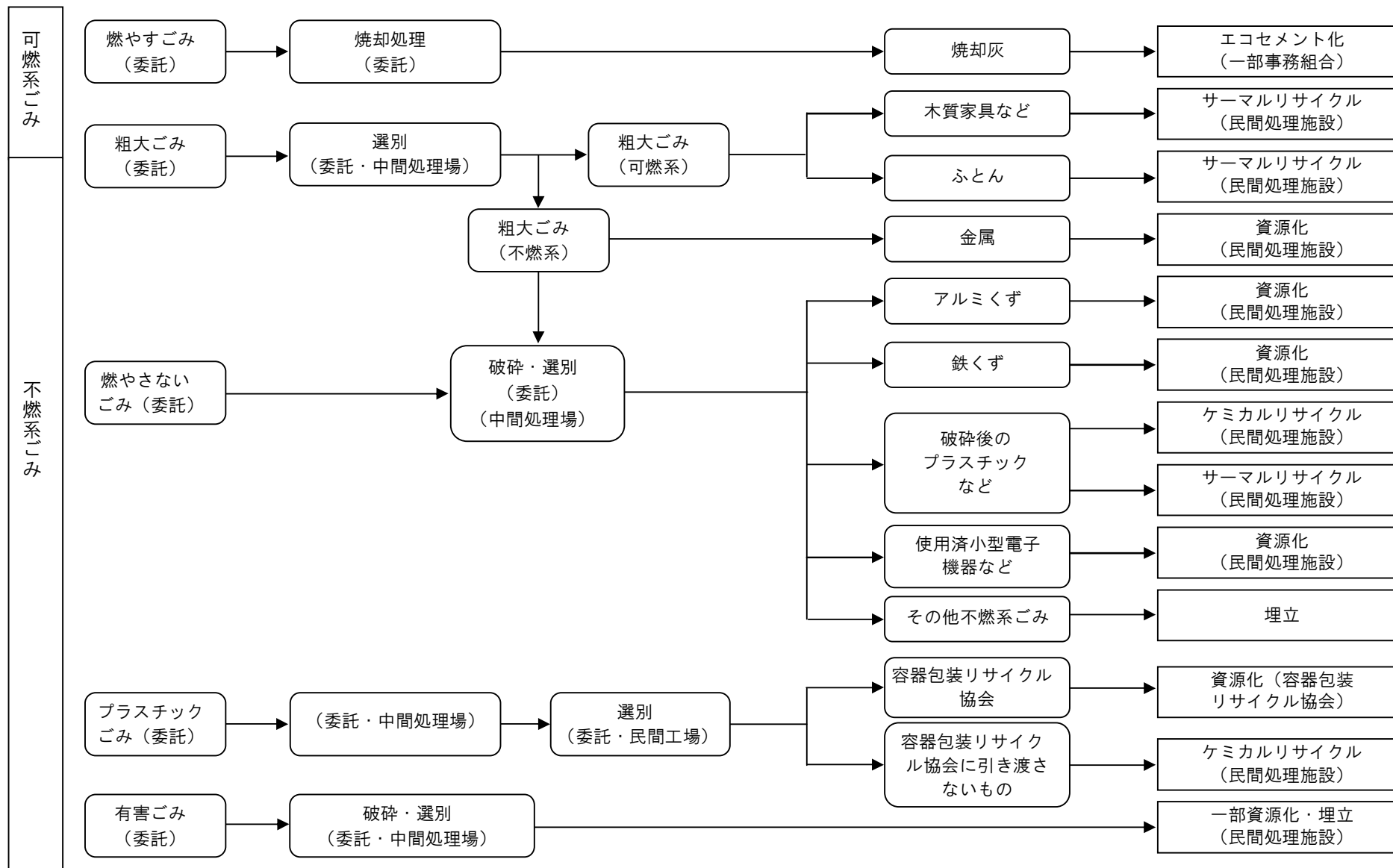
1 市が収集しない一般廃棄物について

- (1) ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン
(家電リサイクル法に基づき販売店により回収)
- (2) パソコン
(資源有効利用促進法に基づきメーカーにより自主回収)
- (3) 適正処理困難物又はそれに準ずるもの
ドア、畳、床材、壁材、土、砂、灰、瓦、レンガ、石材、ブロック、ピアノ、電子オルガン、耐火金庫、風呂釜、浴槽、バッテリー、タイヤ、モーター、ホイール、ボウリングの球、プロパンガスボンベ、消火器、灯油、廃油、農薬、薬品、塗料、ペット用トイレ砂（燃やせる素材のものは燃やすごみへ）、フロンガスを使用している製品など
(危険及び有害などで市の施設では適正処理できないため、市民及び関係事業者の協力を得て専門の処理業者により回収・処理)
- (4) オートバイ
(メーカーにより自主回収)
- (5) 在宅医療に伴う注射器・注射針
(市内薬局により自主回収)

2 処理方法の変更

天候その他の特別な事情がある時は、収集、運搬及び処分の方法を変更することがあります。

別紙 平成 27 年度一般廃棄物処理計画 ごみ処理フロー図



資源物



将来人口推計資料

基準日：平成25年10月1日

推計期間：平成26年から平成36年

推計手法：トレンド推計（外国人含む）

平成20年度から平成25年度人口（外国人を含む）を対象に推計を実施。

※特殊要因は除く

(単位:g/人・日)

項目		直線	分数	自然対数	べき乗	指数	ロジスティック
実績値	H20	113,379					
	H21	113,738					
	H22	115,351					
	H23	116,147					
	H24	116,092					
	H25	117,116					
予測値	26	117,958	117,684	117,819	117,842	117,984	117,377
	27	118,717	118,227	118,462	118,502	118,764	117,695
	28	119,475	118,731	119,082	119,142	119,548	117,951
	29	120,233	119,201	119,681	119,763	120,338	118,157
	30	120,992	119,639	120,259	120,365	121,133	118,323
	31	121,750	120,049	120,818	120,951	121,934	118,457
	32	122,508	120,433	121,359	121,521	122,739	118,564
	33	123,267	120,794	121,884	122,076	123,550	118,650
	34	124,025	121,134	122,393	122,617	124,366	118,719
	35	124,784	121,454	122,887	123,145	125,188	118,775
36	125,542	121,757	123,367	123,659	126,015	118,819	
重相関係数		0.966	0.972	0.970	0.969	0.966	0.971

循環型都市小金井の形成 ～ごみゼロタウン小金井を～ 小金井市一般廃棄物処理基本計画 一概要版一

一般廃棄物基本計画とは

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、市町村が策定する長期計画です。市民・事業者・行政が相互に協力・連携して行動する取組を長期的・総合的に実践するための指針となるものです。計画対象期間は、平成27年(2015年)度から平成36年(2024年)度までの10年間です。

1 小金井市の現状と課題

これまでの取組

○新たな可燃ごみ共同処理体制への移行

平成25年に基本計画の一部事項を変更し、将来の可燃ごみ処理施設の整備について、日野市及び国分寺市との3市による共同処理を推進し、平成31年度中の稼働を目指し整備事業を実施していくこととしました。平成26年1月には、新可燃ごみ処理施設の整備によるごみ処理の広域化について基本合意をし、「新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書」を締結しました。

○発生抑制を最優先にしたひとづくり・まちづくりの推進

平成18年(2006年)に、町会・自治会からの推薦や公募市民などで構成される「ごみゼロ化推進会議」を発足し、一般廃棄物の適正な処理及び減量並びにまちの美化等に向けた市の施策への協力その他活動を展開しています。

○分別排出・資源リサイクルの推進

平成18年(2006年)から、不燃ごみの3分別収集(燃やさないごみ、プラスチックごみ、金属)を開始し、更に、広報媒体を活用して分別排出の徹底を推進しています。更に、未活用資源の有効利用を図るため、食品リサイクル堆肥化実験事業や枝木・雑草類・落ち葉の無料回収を実施するなど有機性資源の循環システムの構築に取り組んでいます。

今後の課題

循環型社会の形成に向けて、ごみの減量及び資源化の推進並びに中間処理などに係る主な課題として、以下のものがあげられます。

- 発生抑制の推進
- リユース施策の周知
- リサイクルの推進
- 啓発活動の充実
- 地域における取組
- 事業者への働きかけ
- 可燃ごみの共同処理体制に向けた整備
- 中間処理場の更新
- 最終処分量の削減



燃やすごみに混入していた未利用食品残渣(左)と紙類(右)



二ツ塚廃棄物広域処分場

2 ごみ処理基本計画

将来像

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、良好な環境を次世代に引き継ぐためには、大量生産、大量消費及び大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、限りある資源を大切に使い、循環利用、有効活用に努め、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成することが求められています。

本市では、将来にわたる安定した円滑な廃棄物処理を念頭に、循環型社会の形成に向けて、3R(発生抑制、リユース、リサイクル)を推進する「**循環型都市小金井の形成 ～ごみゼロタウン小金井を～**」を目指します。

基本方針

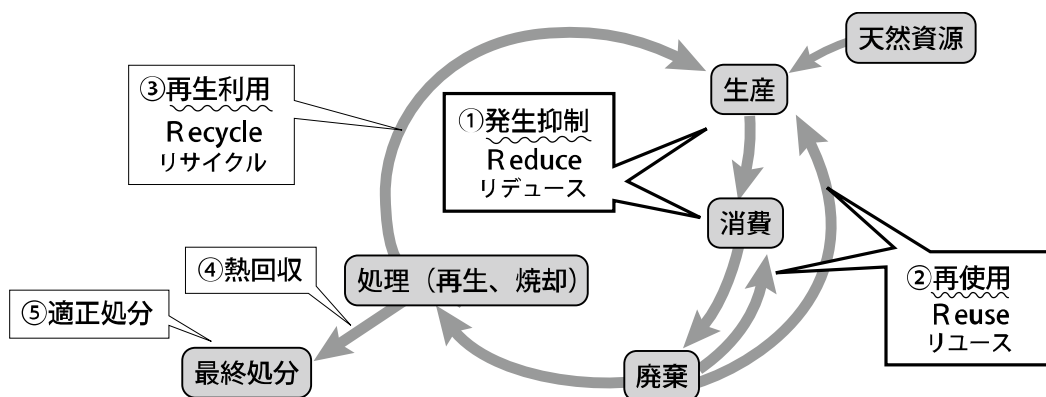
本計画の基本方針として、以下の2つを定めます。

発生抑制を最優先とした3Rの推進

一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、3Rの取組を実践することが重要です。3Rは順番が大切です。まずは発生抑制、次にリユース、そしてリサイクルの順に取り組むことが求められます。

安心・安全・安定的な適正処理の推進

循環型都市小金井の形成に向けては、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階において安心・安全・安定的な適正処理が円滑に行われることが重要です。



循環型社会と3Rの流れ



ごみ減量キャラクター
「くるくるカメくん」

数値目標

本計画では、以下の目標を定めます。

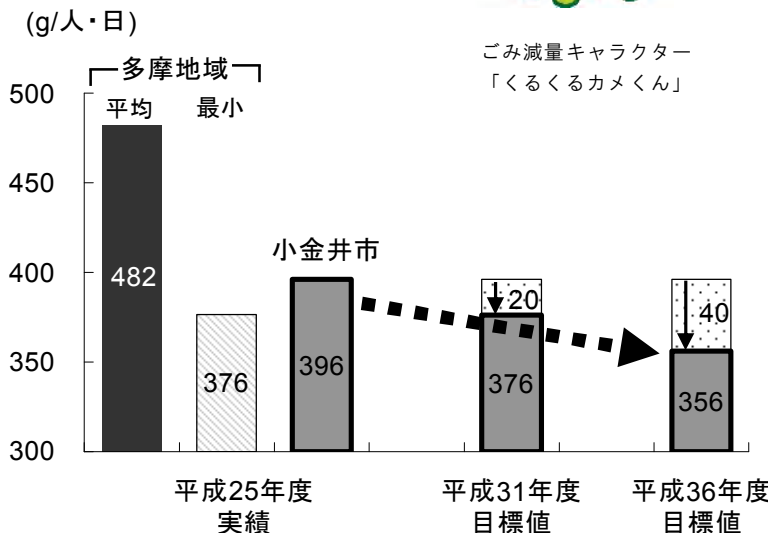
■市民1人1日あたりの

家庭系ごみ排出量

基準年度からマイナス 10%減量
356g/人・日以下

■埋立処分量

東京たま広域資源循環組合の
定める配分量以下



削減目標 (1人1日あたりの家庭系ごみ排出量)

施策

削減目標の達成及び循環型社会の実現には、市民・事業者・行政が協力し、様々な施策に取り組んでいく必要があります。本計画における取組を14の項目別に示します。

発 生抑制を最優先とした3Rの推進

1 ごみを出さないライフスタイルの推進

ごみを出さないライフスタイルが日常生活に定着するための気付きやきっかけを作る機会を提供することにより動機づけを図り、ごみを出さないライフスタイル変革を推進します。

- (1) ライフスタイル変革への支援
- (2) ごみになるものはもらわない・買わない取組の推進
- (3) 食品ロス削減の推進
- (4) 生ごみの水切り及び自家処理の推進
- (5) マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用促進

3 分別の徹底

資源としての品質を確保し、資源になるものを効率的・効果的にリサイクルするため、分別ルールの徹底を図ります。

- (1) 組成分析の実施
- (2) 正しい分別方法の周知
- (3) 清掃指導員による分別指導の徹底

5 啓発活動の強化

全ての市民に市の取組を理解してもらい、協力していただくために、転出入者が多いという本市の特性も踏まえ、啓発活動を強化していきます。

- (1) 広報媒体を活用した啓発活動の強化
- (2) 分かりやすい広報媒体の作成
- (3) キャンペーンの実施
- (4) イベントへの出展
- (5) 転入者への啓発強化
- (6) 効果的な啓発活動の調査・検討

7 地域におけるひとづくり・まちづくりの促進

地域において市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し行動するための活動を支援し、市民・事業者・行政の連携体制の強化を図っていきます。

- (1) ごみゼロ化推進員による活動の推進
- (2) ごみ相談員制度の認知度向上
- (3) 集団回収事業の支援
- (4) 市民・事業者・行政の連携体制の強化

2 リユースの推進

不用になったものは譲る、壊れたものは修理して使用するなど、ものを大切に取る取組を実践します。

- (1) リユースルートの構築と円滑な運用を推進
- (2) くつ・かばん類の有効活用
- (3) リユース食器の有効活用
- (4) リユース活動の支援と周知
- (5) リユース施策の調査・研究

4 資源循環システムの構築

循環型社会の形成に向けて、限りある資源を大切に使い、持続可能な資源循環システムの構築に取り組めます。

- (1) 資源物戸別・拠点回収の充実
- (2) 資源化ルートの構築と円滑な運用を推進
- (3) 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の推進
- (4) 生ごみ堆肥化事業の推進
- (5) 枝木・雑草類・落ち葉の有効利用
- (6) 未活用資源の有効利用方策の調査・研究

6 環境教育・環境学習の推進

市民一人ひとりがごみや環境に関心を持ち、具体的な行動を取ることのできる人材が育っていくことを支援するため、子どもから大人まで誰もが学ぶことができる、環境教育・環境学習を推進します。

- (1) 小・中学校における環境教育の推進
- (2) 町会・自治会・子供会・その他団体などへの環境学習の推進
- (3) 情報の提供

8 拡大生産者責任の追及

拡大生産者責任の原則に基づき、拡大生産者責任の追及及び事業者と行政の役割分担の見直しについて、国・都に働きかけていきます。

- (1) 拡大生産者責任の追及
- (2) 事業者と行政の役割分担の見直し

9 事業活動における3Rの推進

事業者は、自らの責任により法令を遵守した適正処理に努めるとともに、事業活動においては、発生抑制を最優先とした3Rの取組を推進します。

- (1)事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の推進
- (2)発生抑制の推進
- (3)リユース・リサイクルの推進
- (4)事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施
- (5)リサイクル推進協力店の拡大
- (6)店頭回収の推進

10 市施設における3Rの推進

市内大規模事業所である市の施設において、市職員は、廃棄物を排出する当事者であることを自覚し、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて率先して取り組みます。

- (1)小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の推進
- (2)進捗状況・実績報告の公表

安心・安全・安定的な適正処理の推進

1 安心・安全・安定的な収集運搬の推進

日常生活において排出されるごみ・資源物を、生活環境に支障が生じないように適正かつ円滑に収集運搬するため、安心・安全・安定的な収集運搬体制の確保に努めます。

- (1)安心・安全・安定的な収集運搬体制の確保
- (2)ふれあい収集の推進

2 可燃ごみの共同処理に向けた整備

安定的な可燃ごみ処理体制の確立のため、日野市及び国分寺市との3市共同による可燃ごみの共同処理を推進します。また、新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間、広域支援による可燃ごみの処理を依頼することとします。

- (1)新可燃ごみ処理施設の整備
- (2)広域支援による可燃ごみの処理

3 廃棄物関連施設の整備

将来にわたる安心・安全・安定的な適正処理を推進するため、廃棄物関連施設の整備を進めていきます。

- (1)不燃・粗大ごみ中間処理場の更新
- (2)廃棄物関連施設のあり方の検討

4 最終処分量の削減

最終処分場(日の出町)の長期安定的な運営と日の出町住民の負担軽減のため、埋立処分量の削減及び焼却灰の削減に向けて取り組みます。

- (1)最終処分量の最少化
- (2)適正な分別排出
- (3)広域的な連携

適正処理などの円滑な廃棄物行政を確立し、本計画の遂行を支えるために必要な事項も定めています。

廃棄物処理を支える体制の確立

- 1 災害発生時の対応に向けた体制整備
- 2 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携
- 3 収集・処理できない廃棄物への対応

生活環境保全の推進

- 1 不法投棄防止体制の確立
- 2 環境負荷低減の推進

計画の実効性を高める仕組み

- 1 計画の進行管理の実施
- 2 ごみ処理コストの検証

3 生活排水処理基本計画

本市における公共下水道普及率は100%を達成しており、一部水洗化できない一般世帯及び仮設トイレのし尿並びに浄化槽汚泥などについては一部事務組合(湖南衛生組合)による共同処理を行います。

『小金井市一般廃棄物処理基本計画 概要版』(発行 平成27年3月)

編集 小金井市環境部ごみ対策課

〒184-8504 小金井市本町 6-6-3 電話:042-387-9835 FAX:042-383-6577

燃やすごみの処理量の昨年度との月別の比較について

単位：トン

項 目	平成25年度				平成26年度				比較増減量 (G = F - C)	比較増減率
	合 計 (C = A + B)				合 計 (F = D + E)					
	家庭系 (A)	家庭系 収集日数	事業系 (B)		家庭系 (D)	家庭系 収集日数	事業系 (E)			
4月	1,038.4	26	34.9	1,073.3	1,061.7	26	26.9	1,088.6	15.3	1.4%
5月	1,078.3	27	34.1	1,112.4	1,063.1	27	21.6	1,084.7	△ 27.7	△ 2.5%
6月	999.8	25	28.6	1,028.4	963.9	25	20.0	983.9	△ 44.5	△ 4.3%
7月	1,087.7	27	31.2	1,118.9	1,108.7	27	24.9	1,133.6	14.7	1.3%
8月	1,019.3	27	27.7	1,047.0	1,013.1	26	22.3	1,035.4	△ 11.6	△ 1.1%
9月	942.1	25	29.4	971.5	1,001.6	26	25.6	1,027.2	55.7	5.7%
10月	1,056.5	27	32.6	1,089.1	1,041.3	27	23.7	1,065.0	△ 24.1	△ 2.2%
11月	1,030.8	26	28.8	1,059.6	987.4	25	21.0	1,008.4	△ 51.2	△ 4.8%
12月	1,059.6	25	28.9	1,088.5	1,129.3	26	26.2	1,155.5	67.0	6.2%
1月	1,036.7	24	29.1	1,065.8	1,042.0	24	19.0	1,061.0	△ 4.8	△ 0.5%
2月	869.9	23	28.1	898.0	—	—	—	—	—	—
3月	975.9	26	28.5	1,004.4	—	—	—	—	—	—
合 計	12,195.0	308	361.9	12,556.9	10,412.1	259	231	10,643.3	△ 11.2	△ 0.1%

1.2.2 処理方式の検討

(1) 処理方式の検討手順

本計画に適した処理方式を選択するための検討手順を図2.1.2に示す。

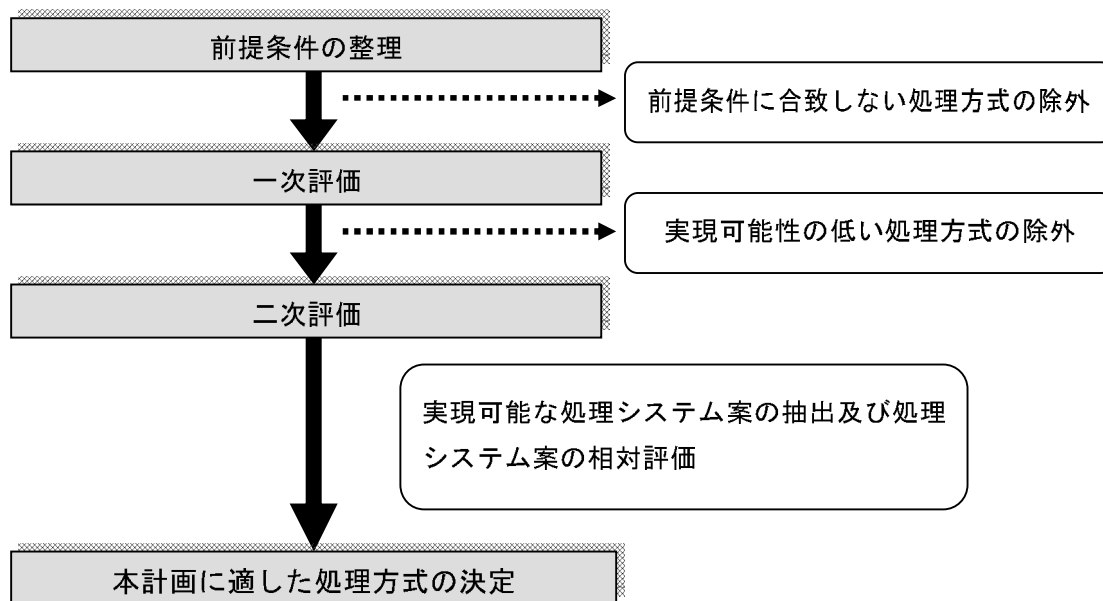


図 2.1.2 処理方式の検討手順

(2) 前提条件の整理

処理方式を検討するにあたって、前提条件の有無を確認する。また、前提条件がある場合には、その条件に基づき、ふさわしくない処理方式は除外する。

① 溶融方式

焼却処理方式は、焼却残渣（焼却灰等）の溶融処理（スラグ化）の有無により大別することができる。

現在本市の焼却灰は、資源化及び最終処分量の削減を目的として、東京たま広域資源循環組合にてエコセメント処理をされており、今後も継続的に東京たま広域資源循環組合にてエコセメント処理を予定している。また、エコセメントはストーカ式等の焼却残さが中心であることから、溶融飛灰はセメント原料として不適である。

以上のことから、焼却残さの溶融処理は行わない方式とする。

② 炭化炉・RDF方式

炭化炉やRDF方式は、焼却方式と比較すると、採用実績が少なく並びに炭化物、RDFの流通確保が課題として挙げられ、更に長期の安定稼働が困難である。

以上のことから、炭化炉・RDF方式は行わない方式とする。

③ 焼却方式

①と②の検討結果より、ガス化熔融方式、炭化炉、RDF方式が除外される。

焼却方式として、近年採用事例のあるストーカ式と流動床式を検証対象とする。

表 2.1.4 焼却方式の比較検討 (1/2)

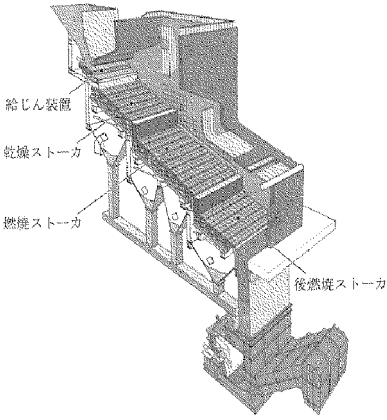
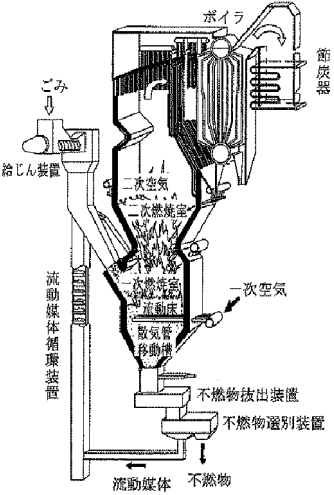
項目	ストーカ式	流動床式
<p>処理の概要</p>	<p>ストーカを機械的に駆動し、投入したごみを乾燥、燃焼、後燃焼工程に順次移送し（1～2h）燃焼させる方法。ごみは移送中に攪拌回転され表面から効率よく燃焼される。</p> 	<p>熱砂の流動層に破碎したごみを投入して、乾燥、燃焼、後燃焼をほぼ同時に行う方式。灰は飛灰となって排出される。</p> 
<p>1 環境保全 ①公害防止基準の達成 ②二酸化炭素排出量</p>	<p>◎ ①公害防止基準はいずれも達成可能である。 ②二酸化炭素排出量はほぼ同じである。</p>	<p>◎ ①公害防止基準はいずれも達成可能である。 ②二酸化炭素排出量はほぼ同じである。</p>
<p>2 安全性、安定性 ①建設実績 ②安全対策 ③安定稼働実績 ④現在の施設の採用実績 ⑤トラブルの可能性</p>	<p>◎ ①流動床式よりも実績が多い。 ②いずれの方式も安全対策は講じられている。 ③古くからの稼働実績がある。また、連続稼働実績も長い。 ④ストーカ式を採用している。 ⑤炉に係るトラブルは少ない。</p>	<p>○ ①ストーカ式よりも実績が少ない。 ②いずれの方式も安全対策は講じられている。 ③古くからの稼働実績がある。また、連続稼働実績も長い。 ④採用していない。 ⑤前処理破碎機に係るトラブルは稀に見られるが、炉に係るトラブルは少ない。</p>

表 2.1.5 焼却方式の比較検討 (2/2)

項目	ストーカ式		流動床式	
3 経済性 ①建設費 ②維持管理費	◎	①建設費はほぼ同じである。 ②維持管理費はほぼ同じである。	◎	①建設費はほぼ同じである。 ②維持管理費はほぼ同じである。
4 その他 ①近年の採用に係る動向 ②競争性の確保	◎	①全ての処理方式の中で近年最も採用が多い方式である。現在建設中の施設は約40件ある(ストーカ式焼却炉単独のみの施設)。 ②全ての処理方式の中で最もメーカーが多いため競争性は確保できる。	△	①現在建設中の施設が1件ある(平成25年10月から稼働)。 ②3社程度であり、ストーカ式よりも競争性が確保できない。
総合評価 ストーカ式 ◎4個 流動床方式 ◎2個, ○2個	◎	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全性は、いずれの方式も優れている。 安全性、安定性はいずれの方式も優れているが、実績(特に同規模実績)は流動床式よりも優れている。 経済性はいずれの方式も同程度である。 近年の採用動向や競争性の面では流動床式よりも優れている。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全性は、いずれの方式も優れている。 安全性、安定性はいずれの方式も優れているが、実績(特に同規模実績)はストーカ式よりも劣っている。 経済性はいずれの方式も同程度である。 近年の採用動向や競争性の面ではストーカ式よりも劣っている。

◎：特に優れている。 ○：優れている。

△：劣る。 ×：致命的な点がある。(×は該当なし)

本施設建設に当たっては、可燃ごみ等を安定的に処理し、施設の故障、トラブルによる施設停止は許されず、施設竣工後は長期間維持管理していく必要があることから、長期にわたり適正な焼却処理出来る方式を採用する。

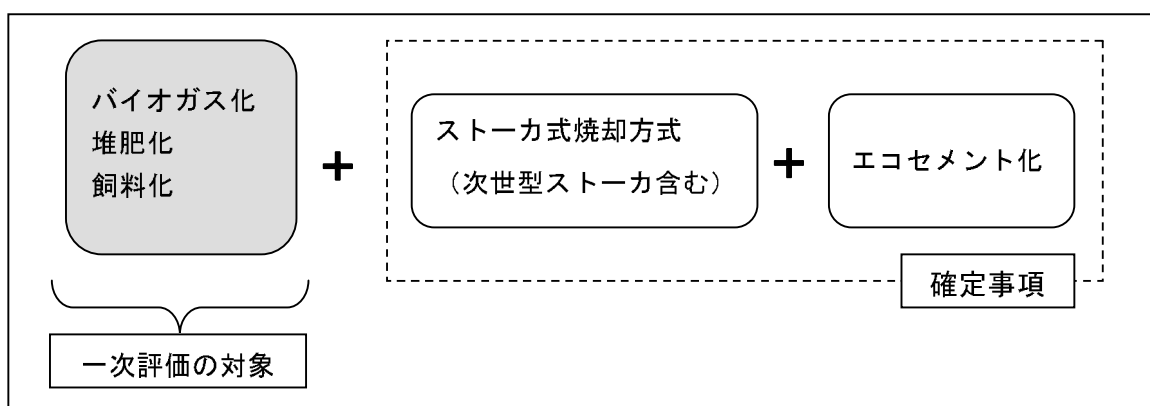
平成24年度現在の稼働状況として、ストーカ式は768件(休止中等を除く)であり、流動床式は154件(休止中等を除く)となっている(平成24年度一般廃棄物処理実態調査結果より)。現在の稼働状況を踏まえても、ストーカ式は流動床式よりもより多く採用されている。

上記の前提条件により、焼却方式については「ストーカ式(次世代型ストーカ式を含む)」、焼却灰の処理方式は「エコセメント化」となる。

なお、生ごみの資源化方式に係る前提条件はないため、次のステップで検討していく必要がある。

(3) 一次評価

一次評価として、生ごみの資源化方式について検討する。生ごみの資源化方式としては、バイオガス化、堆肥化、飼料化の3方式を評価する。



評価にあたっては、それぞれの資源化方式の受入条件や生成物の利用等を整理した上で、「3市に導入が実現可能であるかどうか」を視点として、表 2.1.6 に示すとおり評価を行った。

バイオガス化については、生成物であるバイオガスの安定的な需要が見込めることや、運搬・保管が比較的容易にできることから、3市に導入の可能性があるものと判断し評価を「○」とした。

一方、堆肥化と飼料化については、3市から発生する生ごみの全量処理を考えた場合、生成物の年間を通じた安定的な需要先の確保が困難であると考えられ、実現の可能性は低いものと判断し評価を「△」とした。

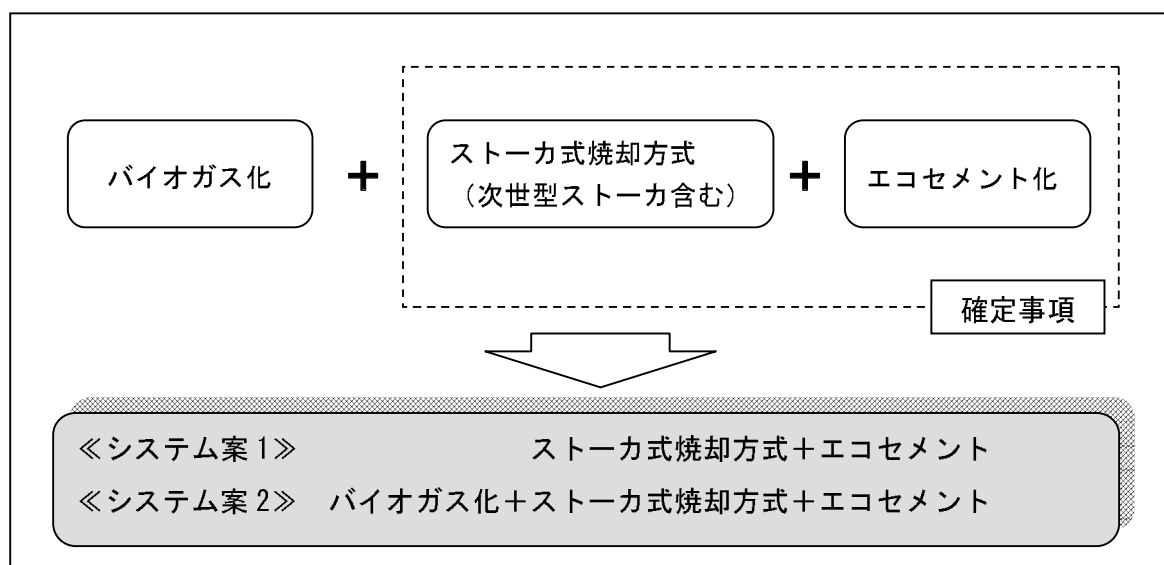
これにより、堆肥化と飼料化は、3市から発生する生ごみ全量の資源化方式として、本計画においては実現の可能性が低いものと判断し除外する。ただし、焼却処理のみに頼らないごみ処理システムを構築し、安定的で柔軟性のある循環型社会を築いていくため、需要量との整合を考慮しながら、生ごみの堆肥化や飼料化の導入について検討を継続していくものとする。

表 2.1.6 一次評価の結果

生ごみの資源化方式	処理対象物	稼働実績など	受入条件等		主な生成物と流通		評価	
							評価	理由
バイオガス化	可燃ごみのうち厨芥類のみ、し尿・浄化槽汚泥など	稼働実績は数件程度であるが、近年の発注実績は減少している。	分別が基本	生ごみを対象とするため、分別収集が必要となる。ただし、防府市の事例のように分別を行わない方法もある。	バイオガス	同一施設内での発電利用。またはガスを燃料として場内外で利用。	○	長期的な稼働については未知数であるが、都内においてバイオガスの有効利用が可能であり、地域特性からみて実現の可能性はありと判断する。
堆肥化	可燃ごみのうち、厨芥類のみ	バイオガス化施設、飼料化施設と比較すると、実績は多いが、大規模施設はない。	分別が基本	生ごみを対象とするため、分別収集が必要となる。	堆肥	安定的な利用先の確保が難しい。	△	夾雑物の混入による堆肥化の困難さが課題として挙げられるが、最も懸念される事項は、堆肥の安定的引き取りが挙げられ、都内で堆肥の安定的な利用先の確保を行うことは困難であり、地域特性からみて実現の可能性は低いと判断する。
飼料化	可燃ごみのうち、厨芥類のみ	稼働実績は数件しかなく、規模も小規模である。	分別が基本	生ごみを対象とするため、分別収集が必要となる。	飼料	安定的な利用先の確保が難しい。	△	夾雑物の混入による飼料化の困難さが課題として挙げられるが、最も懸念される事項は、飼料の安定的引き取りが挙げられ、都内で飼料の安定的な利用先の確保を行うことは困難であり、地域特性からみて実現の可能性は低いと判断する。

(4) 二次評価

二次評価として、以下の処理システム案の比較を行う。



評価項目は、3市に適切な処理システムを選定する上で、重要視すべきと考える項目を抽出した。ただし、定量評価（コスト）は評価対象外としている。

両システムとも、基本的に大きな評価の相違は見られないが、バイオガス化施設と焼却施設の組合せによるシステム（システム案2）は、全国での実機の実績が少ないこと、バイオガス化施設を導入する場合、前処理のシステムの考え方によっては市民に生ごみの分別収集の負担を求める必要があること等が課題として考えられる。

実機の実績から判断される施設の安定稼働、生ごみ分別の市民負担や分別への市民協力度を考慮すると、ストーカ式焼却+エコセメントの処理方式（システム案1）を採用することが望ましいと評価する。

なお、一次評価で除外した堆肥化や飼料化と同様に、焼却処理のみに頼らないごみ処理システムを構築し、安定的で柔軟性のある循環型社会を築いていくため、バイオガス化の導入についても検討を継続していくものとする。また、給食等の事業系ごみを対象とした民間施設でのバイオガス化は既に実施済みであり、今後も搬入を更に拡大するものとする。

【処理方式】

『ストーカ式焼却方式+エコセメント』とする。

※処理方式の前提条件 「(2) 前提条件の整理」参照。

※エコセメント化は「東京たま広域資源循環組合」が運営するエコセメント化施設で実施する。「1.2.1 (2) ⑤ エコセメント化」参照

表 2.1.7 二次評価の結果

評価項目	評価事項	視点	システム案 1	システム案 2
			ストーカ式焼却方式+エコセメント	バイオガス化+ストーカ式焼却方式+エコセメント
確実性	実績	多い方が望ましい	焼却施設の実績は多く、安定処理が期待できる。	「メタン発酵施設+焼却」のシステムは今後の普及が期待されるが、現段階で実機は3件程と少ない。
		評価	◎	△
	生成物の再利用	再利用先の確保が容易な方が望ましい	焼却灰はエコセメントとして利用できる。	バイオガスは、利用用途は多い。焼却灰はエコセメントとして利用できる。
		評価	○	◎
環境性	ダイオキシン類の排出(大気)	大気中への排出量が少ない方が望ましい	ダイオキシン類の排出抑制対策により排出量は抑制される。	ダイオキシン類の排出抑制対策により排出量は抑制される。
		評価	◎	◎
	その他の有害物質の排出(大気)	大気中への排出量が少ない方が望ましい	大気汚染防止法などにより定められる項目(ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、一酸化炭素など)の法規制値は満足可能である。	大気汚染防止法などにより定められる項目(ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、一酸化炭素など)の法規制値は満足可能である。
		評価	◎	◎
	温室効果ガス(CO ₂)の排出(大気)	発生量が少ない方が望ましい	生ごみを焼却処理する分、システム案2と比べると排出量は比較的多くなる。	生ごみをメタン発酵するため焼却施設の処理量が少なくなる。したがって、システム案1より二酸化炭素は削減される。
		評価	○	◎
循環型社会への貢献	エネルギーの有効活用の推進	有効利用が容易な方が望ましい	施設規模は250t/日程度が見込まれ、発電によるエネルギー回収が期待できる。	発電によるエネルギー回収量は、システム案1と比較すると焼却量が減少するため、少なくなる。一方、メタン発酵施設から得られるバイオガスによるエネルギー回収が可能になる。
		評価	◎	◎
	最終処分量の削減	少ない方が望ましい	焼却灰及び飛灰はエコセメント化するため、最終処分量低減には優れたシステムである。	メタン化施設から発生する残さは焼却処理し、焼却灰及び飛灰はエコセメント化するため、最終処分量低減には優れたシステムである。
		評価	◎	◎
その他	ごみ分別数(現状に対する追加)	市民への負担が少ない方が望ましい	処理システムによる品目の増加は無いため、市民の負担については変わらない。	生ごみの分別は難しく、臭気、腐敗なども生じやすいため、分別上の市民の負担は確実に増加するものと考えられる。
		評価	◎	△
	必要用地面積	極力、小さい方が望ましい	焼却施設のみであり、必要用地面積は過大とはならない。	必要用地面積はメタン発酵施設と焼却施設の併設によりシステム案1と比較して大きくなると考えられる。
		評価	○	△
総合評価			◎	○
<p>両システムとも、基本的には大きな評価の相違は見られないが、バイオガス化施設と焼却施設の組合せによるシステムは、実機の実績が少ないこと、バイオガス化施設を導入する場合、市民に分別排出の協力を求める必要があること、建設用地面積が増加する等が課題となるため、システム案1であるストーカ式焼却+エコセメントの処理方式より優れるという評価はし難い。したがって、システム案1を採用することが望ましいと評価する。</p>				